



保地第 1752 号
令和 8 年 1 月 22 日

(一社) 沖縄県医師会 会長 田名 毅 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公 印 省 略)

「介護認定にかかるハンセン病元患者の方の主治医意見書の記載について」
の送付（周知）

日頃より沖縄県のハンセン病事業に関する取組への御協力ありがとうございます。

沖縄県内において、地域で生活するハンセン病元患者は約 400 人といわれており、ハンセン病元患者の方々が地域で安心して生活を送るうえで、高齢化に伴う対応は喫緊の課題となっております。

介護保険サービスの利用を検討する方も増えていると推測されることから、ハンセン病元患者の方の主治医意見書作成にあたり、ご留意いただきたい点を別紙のとおりまとめましたので、貴会員への周知方よろしくをお願いします。

【担当】

地域保健課疾病対策班

主任 与那覇 佑

TEL : 098-866-2215

E-mail : yonahtsk@pref.okinawa.lg.jp

介護認定に係るハンセン病元患者の方の 主治医意見書の記載について

介護認定に係るハンセン病元患者の方の 主治医意見書の記載について

ハンセン病では、後遺症である知覚麻痺に対するケアや、足底穿孔症などによる歩行機能の低下等を防ぐためのケアが必要とされます。

主治医意見書のチェック項目においては、ハンセン病特有の対応について記載する項目がないことから、「5. 特記すべき事項」に、その介護に係る手間、頻度等の具体的内容について記載する必要があります。

ハンセン病元患者の方の主治医意見書作成にあたり、ご留意いただきたい点をまとめたので、参考とさせていただきます。

1 ハンセン病の後遺症について

○ ハンセン病は、病気の症状が、外から見える皮膚に現れるだけでなく、病巣が末梢神経の中に形成されるために、様々な後遺症が残ることがあります。

(1) 手・足

① 運動神経麻痺

混合神経に炎症が及んだ場合は、知覚支配領域とほぼ同じ部位に脱神経による運動麻痺・筋萎縮を生じる。その結果、手足の変形、垂手や垂足が見られることがある。

② 知覚麻痺

ハンセン病の多発性単神経炎の後遺症として、皮膚の特に低温部（四肢の伸側や抹消部等）に温痛覚の脱失が見られることが多くある。

また、知覚麻痺の結果として、足底などの荷重部位の過角化と潰瘍形成、神経症性関節、骨折を合併することもある。

(2) 顔面、皮膚

三叉神経麻痺、顔面神経麻痺がみられ、その結果、顔面の変形、閉口障害と流涎、閉眼障害（兔眼）を合併することがある。

皮膚は萎縮した場合、知覚麻痺に発汗障害が、合併し、乾燥による皮膚障害を引き起こすこともある。

2 主治医意見書の記載について

- 要介護認定にかかる申請者がハンセン病元患者の方である場合は、その後遺症等により日常生活に注意が必要な場合があります。
- それぞれの症状・状態に応じて、介護に要する手間に影響を及ぼす事項について、記載をお願いします。

(1) 知覚麻痺について

① 症状等

○ハンセン病の後遺症の特性に知覚麻痺があります。

知覚麻痺により、四肢に痛みや熱さを感じないことから、本人が気づかないうちに外傷や火傷を生じ、発見が遅れ重症化し、四肢の機能低下を招く可能性があり、注意が必要です。

②「5. 特記すべき事項」への記載例

○知覚麻痺により四肢に痛みや熱さを感じず、手指の変形もあることから、常に火傷を負っており、炊事・入浴・火気の使用にあたっては、受傷予防のため、見守りや介助が必要。

(2) 足底穿孔症について

① 症状等

○足底穿孔症もハンセン病後遺症に起因する特徴的な症状です。歩行により足底の特定の部位に体重負荷がかかって胼胝が生じ、胼胝が破けて足底穿孔症となり、細菌感染が加わることで足の变形や骨髓炎を生じ、歩行が困難となる可能性があります。

○機能維持のためには、胼胝予防に長時間の起立や歩行を避けることや、体重負荷を分散させる足底版や靴底が柔らかい靴の使用が有効です。

○また、日々の足底の観察に加え、胼胝が生じた場合には、

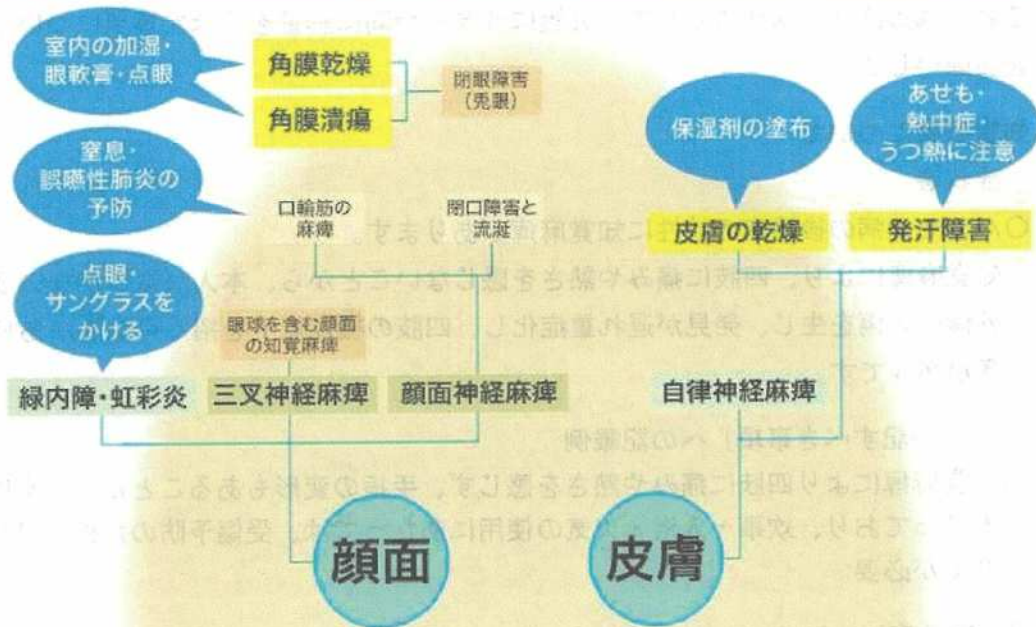
- 1) 毎日の足浴（皮膚を柔らかくする）、2) 肥厚した胼胝を削る（概ね2週間ごと）、3) 毎日の保湿剤の塗布も重要です。

②「5. 特記すべき事項」への記載例

○長時間の起立や歩行で、足底に体重負荷がかからないよう、状況に応じて、車いすの使用が望ましい。

○関節可動域の制限により、足底の肥厚した胼胝の処置や保湿剤の塗布が、自身では十分にできない。

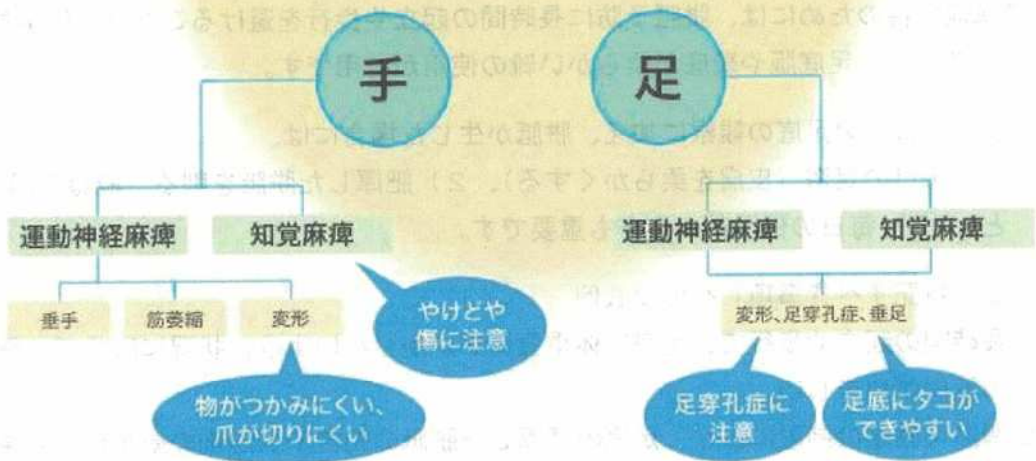
末梢神経麻痺の後遺症



ダメージを受ける!

**運動神経
感覚神経
自律神経**

定期的な観察が必要です!



出典:「ハンセン病回復者と家族の
相談・支援者向け問・一答」
大阪府(令和3年2月発行)